

※ 共済組合 使用欄	保険課長	担 当	※ 一般等 ・ 短期 ・ 任意継続 証交付日

限度額適用認定申請書（区分ア～エ、現Ⅰ・Ⅱ用）

太枠内の事項を記入のうえ、所属所（勤務先）の共済組合事務担当課へ提出してください。
所属所から申請書の提出を受けた共済組合は、証を発行し、所属所の共済組合事務担当課へ送付します。（祝日を除く火・木曜日発送）

退職後、任意継続組合員となっている方が申請する場合は、太枠内を記入のうえ、共済組合へ直接提出（郵送）してください。共済組合は、証を発行し、任意継続組合員の登録住所へ送付します。

山口県市町村職員共済組合 理事長様 下記の者について、 限度額適用認定証の交付を申請 します。		所属機関名 （所在地）				
		組合員等 記号・番号	—（注１）			
		組 合 員 氏 名				
		組 合 員 住 所	〒 —			
申請日	年 月 日	標準報酬 月 額	円	※共済組合使用 アイウエ現Ⅰ 現Ⅱ		
限度額適用認定証が必要な者						
対象者 氏 名			対象者の生年月 日及び年齢	年 月 日 （ 歳）	続 柄	
必要な 期 間	年 月～ ※記入がないときは組合員が申請した 月の１日を発効日とする		交付する証の有効期限は、次のいずれかとなります。 ①発効日の属する年度の３月３１日（注２） ②高齢受給者証の発効日の前日 ③年度途中で資格喪失する場合は、資格喪失日の前日			
※共済組合受付	上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 年 月 日 職 名 所属所長 氏 名					

※任意継続は
証明不要

（注１）組合員等記号・番号が不明なため該当欄に記入できない場合は、共済組合が定める「個人番号申告票」の添付に代えることができます。

（注２）次年度分が必要な方は、今年度分及び次年度分の申請書（計２枚）を提出してください。
なお、４月１日から有効となる証については、前年度の３月末までに申請を受付けたものを当該年度の４月１日（休日の場合はその翌日）に発行するものとし、以降は随時発行するものとします。

（参考・限度額適用認定証の区分 太枠内はこの申請書で申請可能な区分）

組合員の 標準報酬月額等	70 歳未満の 組合員または被扶養者	70～74 歳の組合員または被扶養者	
		自己負担 3 割	自己負担 2 割
83 万円以上	ア	—（注 3）	—（注 3）
53 万円以上～83 万円未満	イ	現Ⅱ	
28 万円以上～53 万円未満	ウ	現Ⅰ	
28 万円未満	エ	—	
組合員本人が非課税かつ 標準報酬月額 53 万円未満	オ（注 4）	—	低所得者Ⅱ（注 4）
組合員本人とその家族に 所得がない場合	—	—	低所得者Ⅰ（注 4）

（注 3）高齢受給者証の自己負担限度額が適用されるため、限度額適用認定証は発行できません

（注 4）この申請書では申請できませんので、「限度額適用・標準負担額減額認定申請書」を提出してください。

（注 5）マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。